

「『業務及び財産の状況等に関する報告』の追加報告」

平成 20 年 6 月 30 日

株式会社足利銀行

## はじめに

当行は、平成15年12月17日、預金保険法第115条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告」が命ぜられたことを受けて、平成16年10月8日、特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯、ならびに、業務及び財産の状況について報告書を提出しました。

その際、当行は、預金保険法第116条に基づき、旧経営陣に対する民事上ならびに刑事上の責任の明確化をはかるため、外部専門家による組織である「内部調査委員会」を設置し、現在調査を進めているところであり、これにより、特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯や原因等に関し、本報告書では必ずしも十分ではない事項につきましても、より明らかにされるものと考えている旨、報告したところであります。

今般、当行は、特別危機管理の終了を迎えるにあたり、内部調査委員会の調査結果の概要ならびに当該調査結果を踏まえた旧経営陣等に対する責任追及の状況について、前記報告の追加報告として本報告書を提出するものです。

本報告書は、当行取締役会に提出された内部調査委員会の調査報告書（平成17年2月2日付）および追加調査報告書（平成17年9月6日付）を踏まえ、当行の責任において、その内容を総括してとりまとめ、あわせて、その後の訴訟経緯等について報告するものです。

## 目 次

調査結果の概要 .....	1
<b>第 1 章 総 論 .....</b>	<b>1</b>
第 1 内部調査委員会設立の経緯 .....	1
第 2 委員会の目的、運営 .....	2
1 目 的 .....	2
2 所掌事務 .....	2
3 運 営 .....	2
<b>第 2 章 当行破綻の経緯 .....</b>	<b>3</b>
第 1 不良債権処理が当行の財務状況の悪化に及ぼした影響 .....	3
第 2 バブル当時の融資拡大 .....	3
1 当行本体による融資拡大 .....	3
2 関連ノンバンク等による融資拡大 .....	4
第 3 バブル崩壊後の関連ノンバンクの不良債権処理 .....	4
1 関連ノンバンクの不良債権処理の状況 .....	4
2 平成 8 年 3 月期の赤字決算 .....	4
第 4 早期是正措置の導入と平成 9 年 1 1 月の取り付け騒ぎ等 .....	5
1 当時の全般的な金融・経済情勢等 .....	5
2 平成 9 年 1 1 月の当行取り付け騒ぎ及び 3 0 0 億円の公的資金導入 ...	5
3 平成 1 0 年 3 月期の赤字決算 .....	6
4 平成 1 1 年 3 月期の赤字決算 .....	6
第 5 経営再建策の実施 .....	7
1 第三者割当増資の実施と公的資金の導入 .....	7
2 平成 1 1 年度増資がもたらした当行への影響 .....	8
3 経営健全化計画の策定と平成 1 3 年 3 月期の決算 .....	8
4 経営健全化計画の見直しと平成 1 4 年 1 月の第三者割当増資の実施 ...	9
第 6 持株会社「株式会社あしぎんファイナンシャルグループ (A F G)」の 設立及び当行の破綻 .....	9
1 A F G の設立 .....	9
2 特別危機管理開始決定 .....	10
<b>第 3 章 平成 1 3 年 3 月期決算における違法配当 .....</b>	<b>11</b>
第 1 平成 1 3 年 3 月期決算における違法配当の概要 .....	11
第 2 当行の自己査定基準及び償却・引当基準等 .....	11
第 3 平成 1 3 年 3 月期決算における違法配当 .....	11

1 配当の状況 .....	11
2 違法配当の経緯 .....	11
3 繰延税金資産の過大計上 .....	12
4 個別貸倒引当金の過小計上 .....	13
第4 取締役の責任 .....	14
第5 監査役、会計監査人の責任 .....	14
1 追加調査の実施 .....	14
2 会計監査人及び監査役の責任 .....	15
<b>第4章 融資案件 .....</b>	<b>17</b>
第1 当行における融資決裁の手続 .....	17
1 取締役会規定と経営会議規定 .....	17
2 職務権限規則 .....	18
第2 個別融資案件の調査対象 .....	18
1 調査対象案件の絞り込み .....	18
2 責任追及可能案件 .....	18
<b>調査報告書を踏まえた当行の対応 .....</b>	<b>21</b>
第1 旧経営陣等に対する責任追及 .....	21
1 民事提訴の実施 .....	21
2 刑事責任の追及 .....	21
3 内部調査委員会の解散 .....	22
第2 訴訟の推移 .....	22
1 和解の成立 .....	22
2 整理回収機構への債権譲渡 .....	23

## 調査結果の概要

内部調査結果の概要は以下のとおりです。

### 第1章 総論

#### 第1 内部調査委員会設立の経緯

株式会社足利銀行は、平成15年11月29日、預金保険法第74条第5項に基づき、文書をもって内閣総理大臣（金融庁長官）に「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし、預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出をした。この申出を受けて金融危機対応会議が開催され、同会議の議を経て、株式会社足利銀行は預金保険法第102条第1項第3号に定める措置の必要性の認定を受けるとともに、同法第111条第1項に基づく特別危機管理開始決定を受けた。

特別危機管理開始決定を受けた銀行（以下「特別危機管理銀行」という。）は、預金保険法第116条第1項により、当該銀行の取締役、執行役、若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならないとともに、同条第2項により、当該銀行の取締役、執行役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない旨規定されてある。

かようにして、株式会社足利銀行は、預金保険法第116条により求められている旧経営陣等の責任の明確化をはかるため、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事上の提訴、刑事上の告訴・告発等の必要性や妥当性について調査を行い、株式会社足利銀行の取締役会に報告することを目的として、平成16年2月13日下記メンバーからなる内部調査委員会を設置した。

#### 記

委員長	春日	寛
副委員長	森重	榮
委員	高部	道彦
常置代理人	中川	潤
〃	坪井	昌造
〃	池田	秀雄
オブザーバー	預金保険機構	

## 第2 委員会の目的、運営

### 1 目的

旧経営陣の経営責任を明確にすること。

### 2 所掌事務

次の事項を調査解明し、取締役会に報告する。

- (1) 不良資産等の発生の原因となった融資等の審査及び管理に係る調査とその決裁等に関与し、又は関与すべきであった旧経営者の法的責任の有無。
- (2) 旧経営者にかかる上記(1)の事柄及びその他の事柄についての法令等違反の有無。
- (3) 上記(1)及び(2)について関与し、もしくは関与すべきであった旧経営者の法令等違反の事実が明らかとなった場合の当該旧経営者に対する責任追及の方法。
- (4) その他前条の目的達成に関し必要と認めた事項。

### 3 運営

委員会は、平成16年2月27日の第1回委員会において、委員会運営の要綱並びに構成メンバーを確定し、第2回以降調査に上がった案件につき稟議書等関係書類を基に審議を重ね、また株式会社足利銀行関係者のヒアリングを実施するなどし調査報告書を取りまとめ、平成17年2月2日に取締役会に提出した。

さらに、当委員会は、預金保険法の規定に基づき、違法配当事案の監査役の責任を明確化するに当たって、会計監査について第一次的に責任を負っている会計監査人の責任の有無・程度について調査・検討を行うことが不可欠であると判断し、調査報告書提出後、引き続き、監査役だけでなく、会計監査人についても、その責任の有無・程度を明確化するための調査を実施した。その結果、追加調査報告書を取りまとめ、平成17年9月6日に取締役会に提出した。

## 第2章 当行破綻の経緯

### 第1 不良債権処理が当行の財務状況の悪化に及ぼした影響

当行が公表したデータによれば、当行が、平成5年3月期から平成15年3月期までに処理した不良債権処理額は、合計約1兆円に及ぶところ、同期間の実質業務純益は約5,000億円であり、当行の財務状況を悪化させた最大の原因が不良債権処理にあったことは疑いがない。

銀行が不良債権を償却するための原資としては、資本金及び準備金からなる資本勘定、有価証券・不動産の評価益（含み益）、貸倒引当金及び業務純益があげられるところ、当行においては、業務純益をはるかに超える不良債権の償却を余儀なくされたことから、後記のとおり、まず、平成5年以降、当行における関連ノンバンクの不良債権処理（損失支援）の原資として、主として、任意積立金の取崩し及び株式等の含み益が充てられ、平成10年3月期の公的資金300億円の導入の際には、当行の支店及び行員寮等の不動産含み益による益出しが行われた。その結果、平成10年3月期の段階で、不良債権処理に充てるための原資が、枯渇する状態となった。

そのため、平成11年度には約428億円の第三者割当増資（優先株）や総額1,050億円に及ぶ公的資金（優先株）が導入され、平成14年1月にも約300億円の第三者割当増資（普通株）が行われたが、これらの自己資本充実の方策も、その後も増加する不良債権処理等に必要な原資としては極めて不十分であり、結局、当行は、財務状況の悪化をくい止めることができず、破綻するに至ったと認められる。

そこで、当行の破綻に至る経緯を明らかにするため、以下のとおり、バブル期以降破綻に至るまでの当行の経営・財務状況について検討する。

### 第2 バブル当時の融資拡大

#### 1 当行本体による融資拡大

当行の融資残高は、平成元年度末には4兆4,557億円と、昭和59年度末と比較し2兆1,723億円増加した。平成元年の全行部店長会議では、低収益の大企業向け貸出等を圧縮・回収し、高収益の不動産関連業、パチンコ、旅館、ゴルフ場などのサービス業に貸出を振り替えるよう指示が出され、平成元年以降もバブル崩壊後の平成4年度に至るまで不動産業、サービス業及び建設業への貸出残高が大幅に増加した。

また、当行は、バブル及びその崩壊後も業容拡大路線を継続し、昭和60年3月当時139店舗であった店舗数を、平成7年3月までに212店舗に増加させるとともに、平成2年には、東京都渋谷区に企業に対する融資業務を中心とする法人取引店として渋谷支店を開設した（渋谷支店は、当行関連ノンバン

クと一体となって融資拡大を図ったが、その多くが不良債権化し、平成5年7月1日に閉鎖している)。また、海外店舗については、昭和63年10月17日、ニューヨーク支店を開設し、平成3年11月7日には、ロンドン支店を開設した(いずれの海外店舗も平成10年3月までに閉鎖された)。

## 2 関連ノンバンク等による融資拡大

当行は、昭和49年以降、関連ノンバンクを相次いで設立し、これらのノンバンクを通じて、バブル崩壊後もゴルフ場、パチンコ、旅館・ホテル等への大口融資が継続された。

平成元年から同3年にかけて、主たる関連ノンバンクなどの融資額の増加率は著しく、また、平成4年3月期においても、貸付金の減少はほとんど認められなかった。

## 第3 バブル崩壊後の関連ノンバンクの不良債権処理

### 1 関連ノンバンクの不良債権処理の状況

平成3年10月以降、当行経営会議において、関連ノンバンクへの貸出金の不透明性が明らかとなり、当行において損失支援を行うとともに、当行行員を関連ノンバンクに派遣する等の支援を実施した。

当行は、平成5年3月期の決算後、はじめて、破綻先債権の総額が約458億円であることを公表し、その後、同6年3月期の同総額が632億円、同7年3月期の同総額が797億円にそれぞれ増加したことを発表した。

これらの破綻先債権の償却に充てるため、当行が保有する株式等の売却による、いわゆる益出しが行われ、その際、株式等を売却後に買い戻すクロス取引が繰り返し行われた。そのため、簿価が上昇し、株価の低落によって含み損を抱えることとなり、平成13年4月の時価会計導入に伴い、当行の保有株のうち、30%以上下落したものを全て減損処理した結果、平成14年3月期895億円、平成15年3月期776億円の合計1,672億円の多額の損失が計上される原因となった。

### 2 平成8年3月期の赤字決算

当行は、平成8年3月期に多額の赤字を計上した。平成8年3月期の不良債権処理額は、1,742億円の多額に及び、その原資は、上記のとおり、株式等売却益319億円のほか、資本勘定の任意積立金を922億円取り崩すことなどによって充当された。

このように、当行は、平成5年以降、株式等の含み益を放出することにより、関連ノンバンクの不良債権処理の原資としてきたが、平成8年3月期には、当



行本体の不良債権処理の原資に充てるため、資本勘定の任意積立金をも取り崩さざるを得ない状況となり、その体力が大幅に低下した。

#### 第4 早期是正措置の導入と平成9年11月の取り付け騒ぎ等

##### 1 当時の全般的な金融・経済情勢等

平成8年6月18日、いわゆる金融三法が成立し、健全性確保法により、銀行法第26条が改正され、平成10年4月1日、同法に基づく早期是正措置制度が導入された。早期是正措置は、金融機関が企業会計原則等に基づき、適正な償却・引当を行い、資産内容の実態をできる限り客観的に反映した財務諸表を作成することが前提とされ、金融機関の行う資産の自己査定は、重要な役割を果たすこととなった。

これに伴い、大蔵省大臣官房検査部長は、平成9年3月5日、自己資産査定通達(「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定通達」)を発出し、日本公認会計士協会は、同年4月15日、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検討並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を公表した。

早期是正措置制度発動の基準として、当行のように、平成10年4月1日時点で、海外拠点をも有しない銀行については、国内基準による自己資本比率が用いられ、自己資本比率が2%以上4%未満の場合、経営改善計画の作成・実施命令を、同比率が0%以上2%未満の場合は、個別措置の実施命令を、同比率が0%未満の場合は、業務停止命令を発することができることとされた。

一方、平成9年11月、山一証券の自主廃業に続き、北海道拓殖銀行等の破綻が相次ぎ、金融危機が顕在化したため、金融システムの安定を図るため、同10年2月16日、金融安定二法が制定された。

また、平成10年10月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等が施行され、同法施行規則等により、各金融機関に対し、その保有する債権について、資産査定区分を行って当局に報告することが義務づけられ、虚偽の報告をした場合には、罰則が課せられることとされた。

##### 2 平成9年11月の当行取り付け騒ぎ及び300億円の公的資金導入

上記のとおり、平成9年11月、山一証券の自主廃業、北海道拓殖銀行の破綻等が相次ぐ中、同月18日、当行の株価が急落したことを受けて、取り付け騒ぎが起こり、約3,500億円の預金が当行から流出した。同月26日、ある大手銀行が、当行からの支援要請を受けて、短期資金の支援を行い、この騒ぎはようやく沈静化した。

一方、当行は、平成10年3月5日、金融安定化法により公的資金の注入を受けるため、整理回収機構に対し、永久劣後債の発行に係る申込みを行い、同

月30日、永久劣後債（社債）300億円の公的資金の投入を受けた。

### 3 平成10年3月期の赤字決算

当行の平成10年3月期の決算は、同8年3月期に続いて赤字決算となった。当行の有価証券報告書によれば、平成10年3月期の貸倒引当金繰入額は、877億円、債権売却損失引当金繰入額は、16億円、貸出金償却額は、448億円であり、これらの原資に充てるため、280億円の任意積立金を取り崩した上、株式等売却益383億円を捻出するとともに、動産不動産処分益として、299億円が計上された。

この動産不動産処分益は、当行の保有する不動産の含み益を計上するため、当行の所有する46支店の土地・建物及び45の家族寮・独身寮を売却した際の処分益である。

平成10年度には、本店の売却も検討されているが、売却先が関連会社とはいえ、当行が、その本店を除く、ほぼ全ての所有不動産を売却していることは、当時、いかに不良債権処理のための原資が枯渇していたかを端的に物語っていると考えられる。

### 4 平成11年3月期の赤字決算

平成11年3月期決算については、同年3月19日の経営会議において、金融再生委員会が、同年1月25日公表した「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」に基づき、破綻懸念先債権の引当率を70%、要管理債権の引当率を15%とするとの決定を行った。

しかし、追加償却・引当により、自己資本比率が大幅に減少することが明らかとなったため、同年5月7日、当行は、関連ノンバンクを除く破綻懸念先の引当率を50%に変更することを経営会議において決定した。

平成11年3月期の当行の決算は、大幅な赤字決算となった。当行の有価証券報告書によれば、貸倒引当金繰入額2,026億円、債権売却損失引当金繰入額76億円、貸出金償却73億円であり、これらの原資として、株式等売却益113億円、利益準備金等の取り崩し額545億円のほか、平成11年3月期から導入された税効果会計の税効果相当額が充てられた。

この結果、自己資本比率は約4.3%と4%台を維持できたが、当行の自己資本は、平成11年3月期に導入された税効果会計に依存する脆弱な体質であり、破綻に至るまでその体質から脱却することができなかった。

## 第5 経営再建策の実施

### 1 第三者割当増資の実施と公的資金の導入

経営再建に向けた当行の増資等の状況は次のとおりである。

名 称	第一回 無担保変動利 付永久劣後債 (劣後特約付き)	第一回 乙種優先株式	第一回 甲種優先株式	第二回 甲種優先株式	普通株式
発行時期	H10/3/30	H11/8/30	H11/9/30	H11/11/30	H14/1/31
発行総額	300億円	428億2千万円	750億円	300億円	299億6581万 2千円
発行株式数		85,640千株	150,000千株	60,000千株	262,858千株
1株当たり 発行価額		500円	500円	500円	114円
資本組入額		250円	250円	250円	57円
利率・ 配当利回り	変動金利	3.00%	0.94%	0.94%	
株式等の 内容	永久劣後債 (社債)  Tier II 算入	永久株式を前提、 但し、H16/8/31 以降当行の選択 により償還可能  非上場 Tier I 算入	転換型優先株式 H12/9/30 以降普 通株式への転換 権発生 H21/9/30 一斉転換 非上場 Tier I 算入	転換型優先株式 H12/11/30 以降普 通株式への転換 権発生 H21/11/30 一斉転換 非上場 Tier I 算入	普通株式  Tier I 算入
引受人	整理回収機構	3074先	整理回収機構	整理回収機構	12,052先
現在の名称 A F G		第三種 優先株式	第一種 優先株式	第二種 優先株式	普通株式

註 足利銀行に対する上記増資等による株式等は、平成15年3月12日の「あしぎんファイナンシャルグループ」の設立とともに同社に移転された。

## 2 平成11年度増資がもたらした当行への影響

上記のとおり、当行は、平成11年3月期までの間に、その膨大な不良債権処理のため、実質的に不良債権償却の財源となる株式等有価証券及び不動産の含み益を使い果たした上、資本勘定の利益準備金等の取り崩しも行い、金融機関の健全性の指標となる当行の自己資本は、その大半が税効果相当額が占めるという極めて脆弱な体質となった。

このような状況を踏まえ、当行が、平成10年4月1日に導入された早期是正措置制度の下で、自己資本比率を維持するためには、増資による資本増強（公的資金の導入を含む。）が喫緊の課題であった。

そこで、当行は、平成11年8月30日、地元取引先を中心とする3,074の引受先に対し、総額428億2千万円の優先株式による第三者割当増資（以下、「平成11年度増資」という。）のほか、同年9月、11月には、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、優先株による1,050億円の公的資金を導入した。

しかし、一方で、平成11年中に行われた増資は、いずれも優先株式の発行であり、特に、配当がなされない場合、議決権が発生することから、その配当金の捻出及び決算対策が当行にとって大きな負担となっていた上、平成11年度増資の引受先は、大多数が取引先と重なっていたため、無配は、顧客の当行離れ、ひいては、平成9年11月の取り付け騒ぎの再現にまで発展しかねないとの危機感を経営陣に抱かせる結果につながった。また、平成11年度増資の償還可能期限は平成16年度とされており、その償還原資の確保問題も経営陣に重くのしかかっていた。

そのため、当行においては、自己資本比率の維持を図りつつ、優先株の配当可能利益を確保するため、繰延税金資産対象一時差異を全額計上するとともに、不良債権処理に必要な引当金等の計上額を圧縮することを強く意識した決算対策が講じられることとなった。

## 3 経営健全化計画の策定と平成13年3月期の決算

平成11年9月、公的資金導入に伴い、「経営の健全化に関する計画（以下、「経営健全化計画」という。）」を策定した。同計画は、店舗統廃合や従業員の削減、給与・賞与の削減などのリストラと中小企業向け貸出の増強による収益の回復を柱としたものであった。

経営健全化計画においては、平成11年度の不良債権処理額を202億円、平成12年度には91億円しか見込んでいなかったが、平成11年度、同12年度においても、生命保険会社の破綻や百貨店グループの倒産などにより、多額の不良債権処理を余儀なくされ、当行の有価証券報告書によれば、平成12年度（平成13年3月期）の不良債権処理額は535億円に及んだ。

一方、株式や国債の売却による、約150億円の株式関係損益及び約69億

円の国債等債券損益の計上のほか、一般貸倒引当金の算定基準を貸倒実績率から倒産確率に変更し、約115億円の一般貸倒引当金取崩を計上した。

これにより、当期利益は、平成11年度、平成12年度に配当が行われたが、後記のとおり、当委員会は、平成13年3月期の優先株に対する配当は、違法配当であったと判断した。

#### 4 経営健全化計画の見直しと平成14年1月の第三者割当増資の実施

平成13年度は、2年ごとの経営健全化計画の見直し時期に当たっていたことから、同年8月、経営健全化計画の見直しが行われ、その計画には、一層のリストラの実施のほか、V字型の収益回復に向けて、平成14年度から、「適正利回り確保に向けた取組」（いわゆるプライシング）の積極的な推進等が盛り込まれた。

平成14年3月期の決算は、平成13年5月の金融庁検査を踏まえ多額の不良債権処理を行う必要があり、資本準備金を取り崩し、赤字決算とせざるを得ないことが明らかであったため、平成13年8月から増資の検討が開始され、同年10月には、当行頭取が、当行株主（当時）に宛てた「普通株式発行による増資の実施」と題する書面において、「平成13年度につきましては普通株式に加え、優先株式も無配とさせていただく見込である旨を公表しております。」と述べた上、普通株式発行による第三者割当増資の実施への協力を求めた。また、当行頭取は、無配という厳しい状況下において増資を実施することの責任をとって翌年の任期をもって辞任することを明らかにした。

そして、平成14年1月31日、地元取引先を中心とする12,052の引受先に対し、総額299億6,581万2千円の普通株の第三者割当増資が実施された（以下、「平成13年度増資」という）。

当行は、平成14年3月期の決算において、当期損失として約1,280億円を計上した。

### 第6 持株会社「株式会社あしぎんファイナンシャルグループ（A F G）」の設立及び当行の破綻

#### 1 A F Gの設立

上記のとおり、平成13年度は優先株についても無配となり、平成14年度において復配する見通しが立たない状況にあったため、2期連続の無配となれば、公的資金導入による優先株に議決権が発生する上、平成11年度増資を引き受けた取引先の当行離れが加速するおそれがあった。

当行は、コーポレートガバナンスの強化等とともに、優先株に対する2期連続無配を回避するため、平成14年9月ころから、持株会社構想の検討を開始し、同年12月9日、持株会社構想を公表し、同15年2月6日、7日の臨時

株主総会、同年3月7日の内閣総理大臣の認可を経て、同年3月12日、銀行持株会社として、資本金500億円の「株式会社あしぎんファイナンシャルグループ（AFG）」を設立した。

## 2 特別危機管理開始決定

平成15年9月期の中間決算に当たり、会計監査人から、繰延税金資産の計上はその全額について認められない旨当行に連絡があり、当行は、多額の不良債権処理と繰延税金資産の全額取り崩しにより、平成15年9月期の中間決算において、1,023億円の債務超過となり、同年11月29日、当行からの預金保険法第74条5項に基づく申出により、当行に対し、特別危機管理開始決定がなされた。

なお、当委員会は、平成11年3月期以降同15年9月期までの当行の決算について、当行の旧経営陣の責任を明確にするに必要な限度で、関係資料の分析、関係者からのヒアリング等の調査を実施したが、後記のとおり、平成13年3月期の決算については、繰延税金資産の過大計上、個別貸倒引当金の過小計上などの手法による粉飾決算であって、配当可能利益は存在せず、同期になされた配当は違法配当と認められたため、旧経営陣の民事上の責任を追及する必要があると判断したが、他の期の決算については、違法とまでは断定することができなかった。

### 第3章 平成13年3月期決算における違法配当

#### 第1 平成13年3月期決算における違法配当の概要

当行取締役らは、平成13年5月25日に開催された当行の取締役会にそれぞれ出席し、同年6月28日に第190回定時株主総会を開催して、平成13年3月期決算にかかる貸借対照表及び損益計算書等を報告した上、第190期（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）利益処分案を決議事項の一つとして上程することを可決承認した。

平成13年6月28日、当行の第190回定時株主総会において、上記利益処分案が可決承認され、そのころ、乙種優先株主らに対して6億4,230万円が、甲種優先株主である株式会社整理回収機構に対して4億9,350万円が、それぞれ配当された。

平成13年3月期の決算において、配当可能利益が169億805万9,577円とされていたが、これは、以下に詳述するとおり、違法な資産計上を行った結果と認められる。具体的には、①繰延税金資産の計上の基礎となる将来5年間の課税所得見込みについて違法に940億円過大な金額で計算することにより、繰延税金資産を210億2,700万円過大に計上したこと、及び②貸付先の債務者区分を違法に変更して、必要な個別貸倒引当金を合計368億3,313万4,000円過小に計上したことが指摘でき、配当可能利益は、皆無であった。

#### 第2 当行の自己査定基準及び償却・引当基準等

当行においても、金融検査マニュアルや4号実務指針の趣旨に適合するように、「資産自己査定基準」、「与信関係自己査定マニュアル」、「償却・引当基準」を作成していた。

#### 第3 平成13年3月期決算における違法配当

##### 1 配当の状況

当行の増資及び平成7年度以降に行われた配当（中間配当を含む）の状況は別紙「株式の配当状況」記載のとおりである。

##### 2 違法配当の経緯

当行は、平成11年8月に、経営再建及び自己資本比率の回復に向け、地元を中心とした優先株式による428億円の第三者割当増資を実施し、さらに、同年9月及び11月には、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法

律」に基づき、転換権付優先株式による1,050億円の公的資金を導入した。

この公的資金導入に伴い、平成11年9月に、抜本的な経営合理化並びに業務再構築を柱とした「経営の健全化に関する計画」を策定し、店舗統廃合や従業員の削減、給与・賞与の削減などのリストラと中小企業向け貸出の増強による収益の回復を見込んだ。

しかし、平成11年度以降も引き続き不良債権が顕在化し、大口与信先等の破綻、担保不動産価格の下落等もあり、多額の不良債権処理を余儀なくされ、当期利益は前記「経営の健全化に関する計画」を2年連続で下回ることが必至の状況に陥っただけでなく、赤字決算に転落することも予想される事態となった。

仮に、平成13年3月期（平成12年度）が赤字決算となると、前記「経営の健全化に関する計画」上の収益と実績が相当程度乖離することとなって、金融庁から業務改善命令が出され当行の経営が危機に瀕するおそれもあった。

### 3 繰延税金資産の過大計上

当行は、平成8年3月期から平成15年3月期までの期間の課税所得金額の発生の実態を見れば、課税所得を申告した期は4期間で、所得金額の合計は221億円であるのに対して、欠損金額を申告した期は同じく4期間であるが、欠損金額の合計は1,165億円と5.2倍強である。課税所得は全て税務上の繰越欠損金で吸収されており、法人税等の納税は行われておらず、なお税務上の繰越欠損金の残高が944億円ある。

そのため、66号報告（繰延税金資産の回収可能性を判断する基準として、日本公認会計士協会監査委員会より平成11年11月9日付け公表）が適用される平成12年3月期以降の決算においては、経営者はその適用に当たって、特に厳格な回収可能性の判断を求められていることを認識する必要があった。当行取締役らは、平成13年5月18日の経営会議の決議により、当行の平成13年3月期の決算においては、タックスプランニングにより、今後5年間に、株式売却益として840億円、システム部門の売却益として50億円、不動産の売却益として50億円の合計940億円を見込んだ上、将来減算一時差異の全額である約3,246億5,200万円に実効税率41.67%を乗じて算出した約1,352億8,200万円を繰延税金資産として計上させた。

しかしながら、当行は、平成13年3月30日当時、含み益のある株式の含み益合計額は約45億1,100万円しかなく、他方、含み損を抱えた株式の含み損合計は約609億5,400万円に達していた。当行の平成13年3月期のタックスプランニングは、そのような状況の中、今後5年以内に当時の日経平均株価1万3,843円が平成18年3月末には2万5,500円に一本調子に上昇するとの希望的観測の下に840億円もの株式売却益が見込めるとしたものであって、その計上は、法が繰延税金資産として資産性を許容した限界を明らかに逸脱しており、違法といわざるを得ない。



また、66号報告は、有価証券の含み益の計上について厳しい制約を加えており、前記のとおり、当行が平成13年3月期末に保有していた株式の含み益が約45億円にすぎないことからすると、株式売却益840億円の計上は、明らかに過大であって、66号報告に反することは明らかである。

また、システム部門の売却益50億円については、大手銀行が独自に開発したコンピューターシステムに当行が若干の修正を加えたものについて、システム会社に売却した上で、リースを受けて使用を継続するというタックスプランニングであったが、そもそも大手銀行が独自に開発したソフトを他社に売却することが法的に可能か否かすら検討せずにプランニングされたものであって、当該タックスプランニングの実現可能性が乏しいことが明らかである上、その売却についての意思決定等は全くなされておらず、66号報告に規定する「将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内に資産の売却等を行うという意思決定が、取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっており、かつ、資産の売却等に経済的合理性があり、実行可能である場合」に該当しないことが明らかである。

さらに、不動産売却益についても、前記のとおり不良債権処理の過程で含み益のある遊休不動産は売り尽くした状態にある上、タックスプランニングに盛り込まれた不動産売却益50億円は、売却する不動産を何ら特定することなく、まさにどんぶり勘定で算出されたものであり、かつ、売却に当たっての計画も意思決定がなされた事実も一切認められず、66号報告に反することが明白である。

このように、タックスプランニングによる合計940億円の将来収益見込み額全額について、繰延税金資産の回収可能性は認められず、これに相当する将来減算一時差異額を繰延税金資産として計上したことは違法と断ぜざるを得ない。

当行経営者は、平成13年6月28日、当行の第190回定時株主総会において、平成12年度の利益処分案が可決承認される以前に、本件タックスプランニングによる繰延税金資産の計上が違法であることを認識していたと認められる。

このタックスプランニングによる940億円の収益見込額を将来の課税所得見積額から控除して、繰延税金資産計上限度額を計算すると、平成13年3月期に計上できる繰延税金資産は、1,142億5,500万円となるから、繰延税金資産を210億2,700万円過大に計上していたことになり、この過大計上分を修正しただけでも、平成13年3月期の配当可能利益は皆無である。

#### 4 個別貸倒引当金の過小計上

平成13年3月期決算において、栃木県下都賀郡の建材会社など27先（以下「本件27先」という。）の同決算期における債務者区分は、偽りの債務者区分を前提としたものであり、当行が定めた「資産自己査定基準」に違反し、ひ

いては商法第32条2項にいう「公正ナル会計慣行」に反する違法なものといわざるを得ないものであった。

「真実の債務者区分」を前提に、当行の「引当・償却基準」に従った貸倒引当金を計上すると、その合計368億3,334万6,000円が計上されるべき個別貸倒引当金として過小であったと認められ、この過小計上分を修正しただけでも、平成13年3月期の配当可能利益は皆無である。

#### 第4 取締役の責任

上記のとおり、平成13年3月期の利益配当は違法であり、当委員会は、違法な利益配当議案を株主総会に提出することを取締役会において賛成した当時の取締役全員について、同期末の配当額11億3,580万円の無過失損害賠償責任があり、その民事上の責任を追及する必要があると判断した。

当時の監査役については、上記取締役が無過失責任を負うのと異なり、過失責任を負うに止まることなどから、その責任追及には慎重な検討を要すると認められた。

#### 第5 監査役、会計監査人の責任

##### 1 追加調査の実施

当委員会の任務は、基本的には、預金保険法第116条の規定に基づき、「取締役、執行役若しくは監査役又はこれらの者であった者」を対象に、民事上、刑事上の責任の有無・程度を明確にすることにある。後記のとおり、当行は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）第1条の2第1項に規定する大会社に該当し、監査役と会計監査人の職務・権限が重複するため、商法特例法により、会計に関する監査（以下「会計監査」という。）については、第一次的には会計監査人が行い、監査役会は、会計監査人の監査を前提として、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めた場合にのみ、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果を監査報告書に記載すれば足りるとされている（同法第14条1項、3項1号）。

そのため、当委員会は、上記預金保険法の規定に基づき、違法配当事案の監査役の責任を明確化するに当たって、会計監査について第一次的に責任を負っている会計監査人の責任の有無・程度について調査・検討を行うことが不可欠であると判断し、第1回調査報告書提出後、引き続き、監査役だけでなく、会計監査人についても、その責任の有無・程度を明確化するための調査を実施した。

## 2 会計監査人及び監査役の責任

当委員会は、調査の結果、本件違法配当事案に関し、当時の会計監査人である中央青山監査法人が、平成13年3月期の粉飾決算に深く関与し、主導的役割を果たしており、当時の取締役と同様に、その任務違背の程度は重大であると認めた。また、監査役にも任務違背が認められ、その程度も看過し難いものと認めた。そこで、当委員会は、当行に対し、当時の取締役だけでなく、中央青山監査法人及び監査役の民事上の責任を追及すべきであるとの進言を行う必要があると判断するに至った。

したがって、当委員会としては、中央青山監査法人及び監査役4名に対して、商法特例法第9条、同法第11条、商法第277条、同法第278条、商法特例法第18条の4第1項に基づき、既に提訴済みの旧経営陣7名と併せ、法律上の責任追及のための適切妥当な措置をとるよう、ここに進言するものである。

なお、当委員会が、第1回調査報告書において、当時の取締役の責任追及が必要である旨指摘した、いわゆる、ずさん融資案件については、監査役の任務違背を認定するに足る証拠が認められなかった。

## 株式の配当状況

名称	第1回乙種優先株式		第1回甲種優先株式		第2回甲種優先株式		普通株式		
発行時期	H11.8.30		H11.9.30		H11.11.30		H14.1.31		
発行株式数	85,640,000		150,000,000		60,000,000		262,858,000		
発行単価	500		500		500		114		
発行総額	42,820,000,000		75,000,000,000		30,000,000,000		29,965,812,000		
資本組入額	50%		50%		50%		50%		
株式の内容	優先株式 H16.8.31以降当行の選択により償還可能 非上場		転換型優先株式 H12.9.29転換権発生 H21.9.30一斉転換 非上場		転換型優先株式 H12.11.30転換権発生 H21.11.30一斉転換 非上場		普通株式		
引受人	3,074先		RCC		RCC		12,052先		
(単位:円)									
配当状況	単価	計	単価	計	単価	計	単価	計	配当合計
H7.9期	—	—	—	—	—	—	—	—	1,555,051,500
H8.3期	—	—	—	—	—	—	—	—	0
H8.9期	—	—	—	—	—	—	—	—	1,555,052,327
H9.3期	—	—	—	—	—	—	—	—	1,555,051,950
H9.9期	—	—	—	—	—	—	—	—	1,555,041,210
H10.3期	—	—	—	—	—	—	—	—	1,555,048,000
H10.9期	—	—	—	—	—	—	—	—	1,555,051,010
H11.3期	—	—	—	—	—	—	—	—	0
H11.9期	—	—	—	—	—	—	—	—	0
H12.3期	8.77	751,062,800	2.37	355,500,000	1.59	95,400,000	—	—	1,201,962,800
H12.9期	7.50	642,300,000	2.35	352,500,000	2.35	141,000,000	—	—	1,135,800,000
H13.3期	7.50	642,300,000	2.35	352,500,000	2.35	141,000,000	—	—	1,135,800,000
H13.9期	—	0	—	0	—	0	—	—	0
H14.3期	—	0	—	0	—	0	—	0	0
H14.9期	—	0	—	0	—	0	—	0	0
H15.3期	15.00	1,284,600,000	4.70	705,000,000	4.70	282,000,000	—	0	2,271,600,000
※ 役員賞与は、H5.3期を最後に支払われていない									
※ H15.3期は、足銀フィナンシャルグループとしての配当									
※ H10.9期までは、既発行の普通株式に対するの配当(@2.5円)									
※ H12.3以降は、優先株式に対するのみ配当									

## 第4章 融資案件

### 第1 当行における融資決裁の手續

#### 1 取締役会規定と経営会議規定

現行の取締役会規定によれば、取締役会の決議事項として(1)重要な業務に関する事項、(2)株主総会に関する事項、(3)資本金および株式に関する事項、(4)取締役および取締役会に関する事項、(5)計算に関する事項、(6)その他法令および定款に定められた事項および取締役会において必要と認めた事項が挙げられている(第8条)。同規定第9条では、「取締役会は前条に定める事項を除き取締役頭取が主宰する経営会議にその権限を委譲する。また、経営会議は必要に応じ下部機関にその権限を再委譲できる。」と規定されている。

取締役会規定は、必要に応じて改定されているが、上記第9条(経営会議への権限委譲)の規定は平成14年2月26日付の改定によって新たに設けられたものであり、それ以前の取締役会規定には存在しない。

現行の経営会議規定は、上記取締役会規定を受け、概要次のとおり規定する。経営会議は、取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲された権限の範囲内において、業務執行上の重要事項を協議・決定する。(第1条)経営会議は、頭取ならびに常勤取締役(ただし、部店長委嘱者は頭取が指名する者)をもって構成し、頭取がこれを主宰する。…(第2条)

(平成14年2月26日改定前の規定では「頭取、副頭取、専務取締役および常務取締役」をもって構成するものと規定されていた。)

協議・決定は出席者全員の同意をもって成立する。ただし、議をつくしてなお全員の同意を得られない場合は、頭取が裁定する。なお、頭取が欠席の場合は、その協議の結果につきさらに頭取の同意を必要とする。(第5条)経営会議に付議すべき事項は次のとおりとする。(第6条：一部省略)

- ・ 取締役会に付議すべき事項(1号)
- ・ 業務の基本方針および総合計画(2号)
- ・ 法令等の遵守の実践に係る重要事項(3号)
- ・ 連結子会社に関する重要事項(7号)
- ・ 一定額を超える与信の供与ならびに資金の運用(9号)
- ・ その他業務役員決裁権限を超える重要事項(12号)
- ・ 経営会議構成員が必要と認める事項(13号)
- ・ 業務担当役員および地区担当役員の担当業務の執行状況の報告(14号)

なお、経営会議は経営会議等における決議事項を職務権限規則に定める

この経営会議規定は昭和57年に制定され、必要に応じて改定されているが、上記概要の基本的な内容については変更はない。

## 2 職務権限規則

前項で検討した取締役会規定及び経営会議規定によれば、「一定額以上の与信の供与」については、経営会議における付議事項とされており、当委員会の調査目的が経営者責任の追及の可否を明らかにすることにあることから、経営会議において決裁された融資案件を中心に調査を行った。

### 第2 個別融資案件の調査対象

#### 1 調査対象案件の絞り込み

当委員会は、調査の効率化の観点から、次のような基準により調査対象案件を絞り込み、問題性がありうると判断される案件を抽出した。

まず、与信残高がある一定金額以上の債務者を抽出し、抽出された債務者を旅館業・遊戯業・建設業・ゴルフ場関係等の業種別に分類した。その業種別に分類された各債務者について、民事における責任追及が可能な時期である平成6年10月以降に実行された融資に関し、稟議内容・資金使途・担保徴求状況など基本的事項を調査した。さらに、この調査の過程で新たに調査が必要と思われた債務者を対象に加えて調査を行った。

この基本的調査により問題性のありそうな債務者については、さらに詳細な調査を行い、その調査結果を委員会において検討した。

このような調査、検討の結果を踏まえ、さらに責任追及が可能な債務者を絞り込み、当該債務者の財務状況、融資保全措置の内容、程度、資金トレースなど多角的な側面から重点的に検討を加えた結果、融資決裁にあたり、決裁権者たる取締役が善管注意義務違反が明らかに認められると思料される案件は、次項記載のとおりである。

#### 2 責任追及可能案件

##### (1) 民事責任

当委員会の調査の結果、提訴価値その他諸般の事情を総合考慮した上で、民事上の経営責任の追及が可能と思料される案件は、次項記載の2債務者に関する総額約185億円の融資決裁に関するものである。

##### (2) 旧経営陣の責任

2事業体に対する融資案件は、何れも融資決裁にあたり守られるべき商法第254条第3項、民法第644条の善良なる管理者としての注意義務を怠り、また、商法第254条第3項の忠実義務を遵守していないものと認められる。

よって、融資案件決裁に関与した取締役らは、連帯して商法第266条第1項第5号の賠償責任を負うものとする。

#### 建材会社への融資事例

栃木県下都賀郡の建材会社に対して、平成11年11月から平成13年6月までの間に、合計99億3000万円（現在未回収元金残高95億2680万円）の新規融資が実行されたが、当行の旧経営陣は、建材会社から当行になされた新規融資要請に対して、粉飾決算・債務超過・大幅な担保不足の事実をつかんでいたにもかかわらず、銀行の取締役には要求される善管注意義務を逸脱した杜撰な審査により決裁したことにより、当行に対して回収不能の損害を発生させたため、現在未回収元金全額につき、旧経営陣は、当行に対し損害賠償責任を負うものである。

#### ゴルフ場運営会社への融資事例

埼玉県秩父郡のゴルフ場経営会社に対して、同社が埼玉県秩父郡において建設・開場したゴルフ場の用地買収・建設資金等として合計119億4327万円（現在残高118億4269万円）を融資した。本件ゴルフ場開発計画については、業況の判断が甘く、事業計画が杜撰なうえ、返済原資が不確かであって、かつ確実にして十分な担保の徴求が行われていないものであったところ、旧経営陣は、追加融資により生じるリスクの大きさを認識していたにもかかわらず、平成5年12月21日の経営会議において、当初の方針を変更し、融資を継続して行うことを敢えて強行した。以後91億6327億円の無担保融資を実行せしめ、89億9940万円にのぼる回収不能の損害を発生させた。このことは、銀行の取締役には要求される善管注意義務を著しく逸脱した杜撰な審査によるものであり、当行に対し損害賠償責任を負うものである。

### (3) 刑事事件

特別背任罪の公訴時効期間（7年）を考慮すると、刑事責任が問題となりうるのは、前項に記載された建材会社に対する融資案件の全部ならびにゴルフ場運営会社に対する融資案件の一部についてである。

ところで、特別背任罪が成立するためには、凶利加害目的が必要であるところ、調査を行った結果、上記2債務者に対する融資については、凶利加害目的を認定するに足りる証拠が不十分であり、両社に対する融資に関して旧経営陣の刑事責任を追及することは困難であると言わざるを得ない。

当委員会の調査の結果、提訴価値その他諸般の事情を総合考慮した上で、民事上の経営責任の追及が可能と思料される案件は、上記2債務者に関する

総額約185億円の融資決裁に関するものである。



## 調査報告書を踏まえた当行の対応

### 第1 旧経営陣等に対する責任追及

#### 1 民事提訴の実施

平成17年2月2日に提出を受けた、内部調査委員会の調査報告書を受けて、預金保険法第116条1項の規定に基づき旧経営陣の責任の明確化をはかるため、平成17年2月4日、不正融資事案2件および違法配当事案1件について、当時の取締役13名に対する損害賠償請求訴訟を提起しました。

また、平成17年9月6日に提出された内部調査委員会の追加調査報告書に基づき、平成17年9月16日、違法配当事案について、当時の監査役4名および旧会計監査人に対する損害賠償請求訴訟を提起しました。

#### <民事提訴事案>

提訴日	事件名	被告
17年2月4日	①損害賠償請求訴訟 (建材会社に対する不正融資) 請求金額 金21億円	旧取締役7名
	②損害賠償請求訴訟 (ゴルフ場経営会社に対する不正融資) 請求金額 金18億円	旧取締役6名
	③損害賠償請求訴訟 (13年3月期決算における違法配当) 請求金額 金7億円	旧取締役7名
17年9月16日	④損害賠償請求訴訟 (13年3月期決算における違法配当) 請求金額 金11億3,580万円	旧監査役4名 旧会計監査人

#### 2 刑事責任の追及

刑事事件の追及につきましては、不正融資事案2件については、内部調査委員会において検討した結果、特別背任罪（商法第486条第1項）に問うことは困難であるとの判断であり、刑事告訴を見送ることといたしました。

また、違法配当事案の責任追及につきましては、民事と刑事の要件の相違もあり、慎重を期すために、捜査機関に対し証拠書類の提出など積極的に協力し、当行としての責務を果たすべく対応してまいりました。

しかしながら、違法配当事案に係る刑事事件の公訴時効は5年であるなか、平成13年3月期の違法配当事案については、平成18年6月をもって時効が

成立いたしました。

### 3 内部調査委員会の解散

違法配当事案に係る刑事事件の公訴時効が成立したことを受け、刑事事件の行方を見守っていただくとの趣旨で存続しておりました内部調査委員会につきましては、平成18年6月29日をもって解散いたしました。

## 第2 訴訟の推移

### 1 和解の成立

民事提訴を実施した以降、4つの事案において、延べ84回の口頭弁論（和解協議を含む）を行い、当行としての主張を行ってきました。

上記事案のうち、平成19年7月2日、④の違法配当事案について、裁判所の和解勧告に基づき、旧監査役4名および旧会計監査人が、果たすべき役割を全うするに至らなかったとしてその責任を認め、和解金を支払うこととしたことから、和解が成立しました。

また、平成19年9月10日には、①の建材会社への不正融資事案と③の違法配当事案について旧取締役8名と、さらに、平成20年3月5日には、②のゴルフ場経営会社に対する不正融資事案について旧取締役1名と、同じく裁判所からの和解勧告に基づき、旧取締役が、取締役としての重大な任務懈怠があったことならびに取締役として尽くすべき善管注意義務に違反したことにより当行に損害を与えたことを認めるとともに、当行の損害額全額について支払義務があることを認めたことなどから、和解いたしました。

いずれの訴訟についても、当行が主張してきた旧経営陣等の経営責任を認める内容が盛り込まれており、勝訴判決と同等の和解が成立したものと思われ、預金保険法第116条に掲げられた特別危機管理銀行の取締役として責務を果たすことができました。

和解成立日	和解概要
19年7月2日	④「違法配当」の訴訟について 被告旧監査役4名および旧会計監査人と和解成立 旧監査役 支払額合計 1,200万円 旧会計監査人 2億5,000万円
19年9月10日	①「建材会社への不正融資」および③「違法配当」の訴訟について 被告旧取締役8名と和解成立 旧取締役 支払額合計 1億3,528万円 その他、保有不動産の処分により弁済に充当する予定
20年3月5日	①「ゴルフ場経営会社への不正融資」の訴訟について 被告旧取締役1名と和解成立 旧取締役 支払額 1,499万円 その他、保有不動産の処分により弁済に充当する予定

## 2 整理回収機構への債権譲渡

②の「ゴルフ場経営会社に対する不正融資事案」の訴訟につきましては、被告4名との訴訟が継続しており、裁判において、旧取締役の責任の追及を行っているところでありますが、特別危機管理の終了を迎えるにあたり、当該訴訟（損害賠償請求権）は、預金保険法附則第10条第4項の規定に基づき、平成20年6月16日、整理回収機構に売却いたしました。売却にあたり、当行では、整理回収機構への引継ぎを十分に行うとともに、当行が進めてきた旧取締役の責任追及を引き続きお願いいたしました。

以 上